

## プロテスト委員会が定める裁量ペナルティのガイドライン

1. 違反に対するペナルティを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティは、このガイドラインに沿って決定されず。

ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2(公正な帆走)に基づくペナルティ(DNE)を考慮します。

2. 裁量ペナルティは、予め決められた標準ペナルティを単純に与えるものではありません。ペナルティは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティを増減するというものです。
3. ペナルティ決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
4. ペナルティは次の4つのバンドに分けられます。
  - (a) バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)
  - (b) バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)
  - (c) バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)
  - (d) バンド 4: DSQ/DNE (初期値DSQ)
5. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティ決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
6. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティは軽減されることがあります。
  - (a) 違反は偶発的であったか。
  - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
  - (d) その艇の乗員や支援者以外の誰かが、その違反行為の原因となったか。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティは加重されることがあります。
  - (a) 違反は繰り返されたか。
  - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
  - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
8. プロテスト委員会は、これら以外のことを考慮してペナルティを増減することができます。
9. ペナルティを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
  - (a) 得点は、リタイアまたはDSQの得点より悪くはならない。
  - (b) パーセンテージペナルティは、小数点以下第2位を四捨五入する。
  - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティが課される(ただし、有効な抗議がなされたレースに限る)。
  - (d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則64.2に定める通り、ペナルティはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
10. 裁量ペナルティを適用する場合の判決文には、以下のような記述を含めてください。
  - (a) 「裁量ペナルティガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
  - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティガイドライン■■に基づき、ペナルティを軽減した。」または「ペナルティを軽減すべき事情はなかった。」
  - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティガイドライン■■に基づき、ペナルティを加重した。」または「ペナルティを加重すべき事情はなかった。」
  - (d) ペナルティは●●%とし、[当日の全レースに](または)[第■■レース]に適用される。

表1 基本ペナルティー・バンド表（通常はバンドの中央値が基本ペナルティーである）

- 通常はバンドの中央値が基本ペナルティーとなる。
- リストにない違反行為やバンドが範囲で提示されている場合は表2を参照すること。
- その違反行為には裁量ペナルティーの適用が認められていることを確認すること。

SI-3	選手とのコミュニケーション		
	3.4	全ての艇に利用可能でない、無線やデータ、または携帯電話のメッセージの送受信を行った	3
SI-4	行動規範		
		レース委員会、テクニカル委員会、プロテスト委員会からの合理的な要求に応じなかった	2-4
SI-5	陸上で発する信号		
	5.2	陸上にとどまれとの指示に従わなかった	1-4
SI-12	スタート・エリアを回避		
	12.2	進入したが、艇や運営艇に影響を与えていない	1
		艇に影響を与えた	2
		レース中の艇を妨害した（規則23.1に違反した）	4
運営艇を妨害した		2-4	
SI-19	安全規定		
	19.2	乗員表、乗員変更届及びチェックインの不備：SPに規定される	SP
	19.3		
	19.4		
	19.2	RCに伝えなかった	2
	19.5	RCに伝えたが、リタイア報告を提出しなかった、または遅れた 検索が発動された、または発動される可能性があった	1 4
19.7	識別番号の不備：SPに規定される	SP	
SI-20	乗員の交代と装備の交換		
		承認なく交代/交換したが、もっともな理由があった	1
	20.2	もっともな理由なく、承認を得ずに交代/交換した	3
	20.3	参加資格の無い乗員への交代/規則に従っていない装備への交換	4
SI-21	装備と計測のチェック		
	21.2	計測の指示に従わなかった—もっともな理由がある場合 計測の指示に従わなかった—もっともな理由がない場合	1 3
SI-23 および RRS64.5 に対する 指針	支援者艇（関連するチームの全艇に課す）		
	23.1	レース艇・運営艇に影響なし	1
		レース艇・運営艇に影響あり	2-3
		レース艇に転覆・障害、又は違反した後に指導に従わなかった	4
	23.2	出艇申告・帰着申告をしなかったが、もっともな理由があった。	0
		もっともな理由はなかった 違反した後に指導に従わなかった	1-3 4
	23.3	識別旗を指示通り掲揚していない	1
		違反した後に指導に従わなかった	4
23.4	可能な限りの救助をしなかったが、もっともな理由があった。	0	
	もっともな理由はなかった 違反した後に指導に従わなかった	1-3 4	
23.5	無線の傍受を行った	3	
	その情報をレース艇に伝えた	4	
23.6	水上においてキルコードを装着していなかった	1-3	
	警告に従わなかった	4	

RRS64. 5 (a) の場合：支援者(複数の場合もある)と、乗艇していた支援艇に課す
バンド1：翌日、定められた場所で錨泊。支援者には警告
バンド2：翌日の出艇禁止。支援者には警告
バンド3：大会終了まで出艇禁止。支援者には警告
バンド4：大会終了まで出艇禁止。支援者を大会から排除し、JSAFへ報告
RRS64. 5 (b) (1) の場合：競技上有利になった可能性のある全艇に課す
RRS64. 5 (b) (2) の場合：関連するチームの全艇に課す

クラス規則	
セール番号、国を示す文字の不備	1
ブラック・バンド（セールストッパー）が無い、または適切ではない位置にある	2
バンドを越えてセールを展開	3
許されていないハル/フォイル表面処理	4
登録されていない（ただし認証された）装備を使用	3
安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備	1-4
禁止された GPS その他の電子機器の使用	4
認証されていない装備の使用	4
補正おもりがない、または、正しくない位置にある	4
規定された許容範囲を超える装備（損傷または通常の損耗を除く。RRS64. 4 (a) 参照）	
● 艇速・性能に影響する可能性がない	1
● 艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い	2
● 艇速・性能に明らかな影響がある	4

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？	
及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
及ぼした。	4
その艇は、競技上の有利を得ることができたか？	
その可能性はなかった。	1
その可能性はあったが、順位に影響をおよぼしたとは考えにくい。	2-3
フィニッシュ順位に影響したことは、ほぼ確実である。	4
その違反行為が、セーリング・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があったか？	
無い。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
ある。（プロテスト委員会は、規則69 に基づく審問召集を検討する。）	4
その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
無かった。	1
可能性はあったが、確実ではない。	2-3
引き起こした。	4

第34回 全九州高等学校選抜ヨット競技大会

2024年3月21日 プロテスト委員長 岡部 幸司